

「中小企業のための女性活躍推進事業」

参加無料

平成30年度女性活躍を進めるための説明会のご案内

広島労働局 雇用環境・均等室

女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行され、2年が経ちました。厚生労働省では一般事業主行動計画の策定・届出等を目指す中小企業の皆様を支援しています。

女性活躍推進に取り組むことで、貴社の発展を目指していきませんか。

この説明会では、広島労働局からも説明を行う予定です。

日 時	平成30年9月27日(木)	14:00~16:00
会 場	RCC文化センター6階 610会議室	広島市中区橋本町5-11
参加対象	従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者	定員 50名 (募集状況は以下「女性活躍推進サポートサイト」をご確認ください)
内 容	<p>○行政説明 広島労働局 雇用環境・均等室</p> <p>○第一部 説明会 (14:15~14:55) 法令等に基づいて事業主が行うべき課題分析や行動計画策定等について、また認定取得のメリット、取得までの手続きなどの説明を行います。 講師 女性活躍推進アドバイザー</p> <p>○第二部 情報交換会 (14:55~15:25)</p> <p>○個別相談会 (15:25~16:00)</p>	

申込用紙は

広島労働局ホームページ<イベント情報> 又は 中小企業のための女性活躍推進サポートサイト (<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp>) からダウンロードできます。

※ この説明会の申し込み・問い合わせ先
女性活躍推進センター東京事務局(一般社団法人女性労働協会)
電話 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

《 介護事業場就労環境整備事業のご案内 》

高齢化の伸展に伴い、介護分野での起業等が相次いでいるものの、労働基準関係法令等に関する理解が十分でないことなどによる就労環境の整備の立ち遅れが懸念されています。そこで、セミナーを開催するほか、労務管理や安全衛生管理などの専門家が、あなたの事業場を訪問し、業態等に相応しい就労環境の整備をアドバイスします。

対象事業場は、介護分野の事業場で、介護保険の適用・適用外、開業時期等は問いません。「介護保険施設」を重点対象としていますが、他の介護業態の皆さんもご利用いただけます。

○ 就労環境整備セミナーを開催して支援します

事業主の皆さんに、労務管理や安全衛生管理に関する基本的な知識を、「やさしく分かりやすく」を基本に編集し、制作されたテキストを用いて解説するセミナーを広島市で開催することを予定しています。

○ 専門家が個別に訪問して支援します

訪問介護員の労働時間管理や腰痛・メンタル不全への対応策等にお悩みの事業主の皆さん、お申込みいただければ、労働時間制度や安全衛生管理に通じた専門家である就労環境整備指導員があなたの事業場を訪問し、介護業態に応じた就労環境の整備を支援します。

※ 就労環境整備セミナーと個別訪問支援についての詳しいことは、

全基連広島県支部 ((公社) 広島県労働基準協会 内) ☎082-224-0832 へお尋ねください。

または、全基連HP (<https://www.zenkiren.com/jutaku/kaigo.html>) をご覧ください。